

(表)

第	号	
身 分 証 明 書		
職	_____	
氏 名	_____	
生年月日	_____	
上記の者は、三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第2項の規定により立入検査を行う者であることを証明します。		
年	月	日
三重県知事		印

(裏)

三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例抜すい  
(報告徴収、立入り検査等)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、その者の帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第19条 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

一～四(略)

五 第15条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者